

## 正誤表

このたびは、弊社刊『改訂第2版 センター試験 現代社会の点数が面白いほどとれる本』の記述につき誤りがございました。お詫びとともに訂正させていただきます。

ページ		誤	正
p.118	選挙制度の表の衆議院の列	小選挙区：295名（300選挙区、定数1）	小選挙区：295名（295選挙区、定数1）
p.132	1市場のメカニズムの10行目	供給曲線は右下がりとなる	供給曲線は右上がりとなる
p.140	「中国の実質GDPの推移」の上の行	中国の実質GDPはこの30年間でなんと20倍近くにもなっているんだよ。中国の実質GDPはこの30年間でなんと20倍近くにもなっているんだよ。	中国の実質GDPはこの30年間でなんと20倍近くにもなっているんだよ。 〔同じ文が重複していたため1文削除〕
p.160	「直接金融と間接金融」の図の2行上の行	これってじつは間接的に人におお金を貸していることを意味するんだよ。	これってじつは間接的に人にお金を貸していることを意味するんだよ。 〔「お」を1つ削除〕

以下、時事関係で変更が生じた箇所です。あわせてご確認・ご利用ください。

ページ		旧	新
p.62	民法相続差別訴訟の表の上	これが最新の法令違憲判決だ。	〔削除〕
p.62	下から2行目	これが現在のところ最新の違憲判決だよ。	そのほか、女性だけ離婚後6ヶ月間再婚できないという民法の再婚禁止期間ルールについても、2015年12月に最高裁は違憲判決を下した。
p.74	上から2段落目	公職選挙法は「年齢満20年以上の者」が選挙権をもつとしている(2015年3月現在)けれども、憲法では「成年者」の定義は明記されていない。これはつまり、憲法を変えなくとも法改正で選挙権年齢は変えられるということだ、	憲法は「成年者」を定義していない。だから公職選挙法を改正すれば選挙権の年齢も変えることができる。じっさい、それまで選挙権は20歳以上の国民に与えられていたけれど、2015年の公職選挙法改正によって、18歳以上へと改められた。
p.77	解説の②	②：2015年3月現在で、選挙権に関してはすべての選挙で満20歳以上、……	②：選挙権に関しては2016年から満18歳以上、……
p.100	最高裁判所が下した法令違憲判決の表		〔以下を加える〕 ⑩民法再婚禁止期間規定訴訟(2015)…… 第14条違反[→p.62]
p.118	選挙制度の表の参議院の列	選挙区：146名(47選挙区、定数1~5)	選挙区：146名(45選挙区、定数1~6)
p.118	最終段落	参議院も選挙区選挙と比例代表選挙が独立しているんだけど、参議院の選挙区は都道府県が単位となっているので、人口に応じて定数がちがう。	参議院も選挙区選挙と比例代表選挙が独立しているんだけど、参議院の選挙区は原則として都道府県が単位となっているので、人口に応じて定数がちがう。